

別表

支援資金の助成基準

1. 被災地における災害ボランティアセンター等の設置・運営

助成の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則概算払い、終了時の精算とする。 ○ 概算払いで即時送金する額は300万円とする。 ○ 追加の助成申請額が発生する場合は、申請前に協議する。
対象外となる経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害ボランティアセンター等の運営に係る人件費 ○ 災害ボランティアセンター等で、被災者を支援するために外部から派遣された専門職員に係る旅費・宿泊費 ○ 団体の固定資産の扱いとなる物品等の購入に係る経費 ○ ボランティア保険料については原則ボランティア個人が負担するものとする。（なお、事情により災害ボランティアセンター側が負担せざるを得ない場合は、この限りではない） ○ その他配分委員会において対象外と判断された経費

2. 被災地における災害ボランティア活動

助成の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則精算払いとする。 ○ 助成の額は100万円以内とする。
対象外となる経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地における災害ボランティア活動に係る人件費 ○ 被災地における災害ボランティア活動のための旅費・宿泊費 ○ 被災地におけるボランティア活動のための保険料 ○ 個人所有となる物品等の購入に係る経費 ○ その他配分委員会において対象外と判断された経費

3. 公費補助の対象とならない社会福祉施設の整備

助成の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則精算払いとする。 ○ 助成申請額が300万円を超える見込みである場合は、事前に協議する。
対象外となる経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公費補助の対象となる経費 ○ その他配分委員会において対象外と判断された経費